これは謄本である。 令和 中 年 7 月 19 日 東京地方裁判所民事第 ン 部 裁判所書記官 戸田 淳 大学

令和4年(行ク)第146号 訴訟救助の申立て事件

(基本事件 令和4年(行ウ)第207号 公務員不作為・職権濫用・人権侵犯事件)

決定

東京都江東区北砂5丁目20番10-609

申立人(原告) 孫 樹 斌

東京都江東区東陽4丁目11番28号

相手方(被告) 江 東 区 同代表者区長 山 﨑 孝 明

主

1 基本事件の訴えの提起手数料のうち1万円及び書類の送達に必要な費用につき、訴訟上の救助を付与する。

2 申立人のその余の申立てを却下する。

理由

第1 申立ての趣旨

15

20

25

基本事件につき、申立人に対し、訴訟上の救助を付与する。

## 第2 当裁判所の判断

基本事件は、申立人が、相手方に対し、主位的請求として、相手方の職員が申立人について虚偽の告訴等をしたことにつき、申立人が被った精神的損害に係る慰謝料2000万円の支払を求めるとともに、江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例に基づいて江東区長が撤去した申立人所有の自転車(以下「本件自転車」という。)又はその購入代金相当額の返還、並びに同撤去によって申立人が被った生活費用の増加に係る損害の賠償及び精神的損害に係る慰謝料合計30万円の支払を求め、予備的請求として、申立人が通報した事件について相手方の職員が受理しなかったことについて、その理由の調査及び当該職員の告発を求めるとともに、同不受理によって申立人が被った精神的損害に係る慰謝料180万円の支払を求める事案である。

2(1) まず、主位的請求についてみると、相手方の職員の虚偽告訴等に係る損害 賠償請求については、申立人の主張を前提としても、100万円を超える部 分は明らかに過大な請求であり、「勝訴の見込みがないとはいえない」(民事 訴訟法82条1項ただし書)ことの疎明があるとはいえない。

本件自転車の撤去に係る各請求については、申立人の主張を前提としても、 相手方が申立人に対し本件自転車やその購入代金相当額の返還義務を負うこ とや同撤去等が違法であることの法的根拠が判然とせず、いずれも「勝訴の 見込みがないとはいえない」ことの疎明があるとはいえない。

- (2) 次に、予備的請求についてみると、申立人の通報を受理しなかった相手方の職員の告発等を求める請求については、申立人と相手方との間の具体的な権利義務ないし法律関係について審判を求めるものではなく、「法律上の争訟」(裁判所法3条1項)に該当しないから、司法審査の対象とならず不適法であり、「勝訴の見込みがないとはいえない」ことの疎明があるとはいえない。また、同職員の不受理について損害賠償を求める請求については、申立人の主張を前提としても、50万円を超える部分は明らかに過大な請求であり、「勝訴の見込みがないとはいえない」ことの疎明があるとはいえない。
- 3 本件申立ての疎明資料を含む一件記録によれば、申立人が、「訴訟の準備及び 追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障 を生ずる者」(民事訴訟法82条1項本文)であることについて疎明があるとい える。
- 4 よって、本件申立ては、主位的請求のうち100万円の損害賠償請求に係る 訴えの提起手数料及び予備的請求のうち50万円の損害賠償請求に係る訴えの 提起手数料並びに書類の送達に必要な費用について救助を求める限度で理由が あるから(なお、訴えの提起手数料については、多額である主位的請求の限度 で認める。)、主文のとおり決定する。

令和4年7月19日

10

15

20

25

## 東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 春 名



裁判官 片 瀬



裁判官 下 道 良

